

限度額適用認定と標準負担額減額認定

問 市民課 ☎ 62-1233

国民健康保険・後期高齢者医療保険の限度額適用認定証および標準負担額減額認定証の切り替え時期は、7月末です。引き続き認定を受ける場合は、**8月中に更新手続き**をお願いします。

なお、後期高齢者医療保険で認定証をお持ちの方等、申請不要場合がありますので、次の表をご確認ください。

●保険種別と申請の要否

証の種類	加入保険	国民健康保険加入の方		後期高齢者医療 保険加入の方
		69 歳以下	70 歳以上	
マイナ保険証（資格情報のお知らせ）		申請不要		
資格確認書（区分印字あり）＊		-	-	申請不要
資格確認書（区分印字なし）		申請必須	申請必須 **	申請必須 **

* 後期高齢者医療保険の認定証は廃止され、資格確認書に記載されるようになりました。

** 所得区分が一般と現役並みⅢの方は、負担割合が限度額の判定基準となるため申請不要です。

- 必要な物**
- 限度額適用認定または標準負担額減額認定が必要な方の資格確認書
 - 窓口に来た人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
 - お持ちの限度額適用認定証※交付されている方のみ
 - 入院日数が90日を超えていることが確認できる書類（領収書や入院証明書など）
- ※標準負担額減額認定申請で長期入院の方

マイナ保険証が便利です！

「マイナ保険証」を利用して医療機関を受診する場合、限度額適用認定や標準負担額減額認定がなくても窓口での支払いは自己負担限度額までとなります（※標準負担額減額認定証の「長期入院該当」の方は申請が必要）。

まだ利用登録がお済みでない方は、市民課窓口で登録手続きのサポートを行っています。

詳しくはお問い合わせいただくか、資格確認書・資格情報のお知らせ送付時に同封したしおり、または宿毛市 HP をご確認ください。



宿毛市 HP

高知県いい歯の表彰「熟年者の部」

問 長寿政策課 ☎ 62-1234
幡多福祉保健所 ☎ 0880-34-5120

高知県では高知県歯科医師会の協力のもと、「8020 運動」（80歳で20本の歯を保つ）事業の一環として、80歳以上でかむことのできる自分の歯が20本以上残っている方を審査し、表彰しています。



対象者 歯科医療機関における口腔審査日時点で80歳以上の方

公募期間 8月1日（金）～29日（金）

申込方法

①かかりつけ歯科医院やお近くの歯科医院で「高知県いい歯の表彰「熟年者の部」」のための受診であることを伝え、受診の予約をしてください。



②歯科健診を受けます。（無料）



③歯科健診の結果が歯科医院から高知県保健政策課に送られ、審査されます。



④審査の結果、各賞に選ばれた方は表彰され、希望者は宿毛市広報等で紹介されます。（12月～令和8年2月頃）